伊勢市公報

第 340 号 令和 2 年 1 月 6 日 月 曜 日

	頁
条 例	
○ 伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例 ○ 伊勢市階場終兵条例第の	3
○ 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	5 21
○ 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例の一	21
の	23
○ 伊勢市を美しくする条例の一部を改正する条例	25
○ 伊勢市工場立地法に基づく準則を定める条例	32
○ 伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例	37
○ 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例	39
○ 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例	41
Dec. lead	
規 則○ 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規	
○ 伊勢甲技能方務職員の指字、勤務時間での他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規 則	45
○ 伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則の一部を改正する規則	55
O D MINO O C CONOR O (7 ORDING! 1 MBG OC C) O MBG	00
消防本部訓令	
○ 伊勢市防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する規程	57
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市上水道給水条例施行規程等の一部を改正する規程 	66
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	69
	00
告 一 告	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	88
○ いせ市民活動センターの指定管理者の指定について	90
○ 伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定について	91
○ 伊勢市障害児放課後等支援施設フレンズの指定管理者の指定について	92
○ 市道の路線の認定について	93
○ 道路の区域の決定について	94
○ 道路の供用開始について	95
教育委員会告示	
○ 尾崎咢堂記念館の指定管理者の指定について	96
○ 山田奉行所記念館の指定管理者の指定について	97
公 告	
○ パブリックコメントの実施について	98
○ パブリックコメントの実施について	101
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について ○ 曹男は利男集録表表表表表の	104
○ 農用地利用集積計画について	105

上下水道事業公告

○ 公共下水道事業受益者負担金の令和2年度賦課対象区域について

106

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 25 日

伊勢市条例第24号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例(平成 29 年伊勢市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会の部伊勢市学校給食運営委員会の項の次に次のように加える。

伊勢市立小	小学校及び中学	10人以	(1)	学識経験	委嘱さ
中学校学期	校の学期制の在	内	を	有する者	れ、又
制の在り方	り方に関する事		(2)	市立学校	は任命
検討委員会	項についての調		0	教職員	された
	査審議に関する		(3)	関係団体	日から
	こと。		Ø:	代表者	その日
			(4)	その他教	の属す
			育	委員会が	る年度
			必	要と認め	の翌年
			る	者	度の末
					日まで

附則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 25 日

伊勢市条例第25号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の112.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の97.5 (特定管理職員にあっては、100分の117.5)」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

一般職給料表

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
分	号給	給料月額							
再		円	円	円	円	円	円	円	円
任	1	146, 100	195, 500	231, 500	264, 200	289, 700	319, 200	362, 900	408, 100
用	2	147, 200	197, 300	233, 100	266,000	291, 900	321, 400	365, 500	410, 500
職	3	148, 400	199, 100	234, 600	267,800	294, 000	323, 700	367,900	413,000
員	4	149,500	200, 900	236, 200	269, 900	296, 000	325, 900	370, 500	415, 400
以	5	150,600	202, 400	237, 600	271,600	297, 900	328, 100	372, 400	417, 300
外	6	151,700	204, 200	239, 300	273, 400	300,000	330, 100	374, 900	419,600
0	7	152,800	206, 000	240,800	275, 200	302, 200	332, 300	377, 200	421, 700
職	8	153, 900	207, 800	242, 400	277, 200	304, 200	334, 500	379, 700	423, 900

員	9	154, 900	209, 400	243, 500	279, 200	306, 100	336, 400	382, 100	425, 900
	10	156, 300	211, 200	245,000	281, 200	308, 400	338,600	384,800	428, 000
	11	157, 600	213,000	246, 600	283, 100	310,600	340,600	387, 400	430, 100
	12	158, 900	214, 800	247, 900	285,000	312, 900	342,800	390, 100	432, 200
	13	160, 100	216, 200	249, 400	287,000	315,000	344,600	392, 500	433, 900
	14	161,600	218,000	250, 800	288, 900	317, 100	346,600	394,800	435, 700
	15	163, 100	219, 700	252, 100	290,800	319, 300	348,600	397,000	437, 700
	16	164, 700	221, 500	253, 500	292,600	321, 400	350,600	399, 400	439, 700
	17	165, 900	223, 200	255,000	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200	441,600
	18	167, 400	224, 900	256, 500	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200	443, 400
	19	168, 900	226, 500	258, 200	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100	445, 200
	20	170, 400	228, 100	260,000	300, 500	329, 300	358,000	406, 900	446, 900
	21	171, 700	229, 500	261,600	302, 400	331,000	359, 900	408,800	448, 700
	22	174, 400	231, 200	263, 300	304, 500	333, 100	361,800	410,600	450, 200
	23	177,000	232, 800	264, 900	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400	451,600
	24	179,600	234, 400	266, 500	308,600	337, 200	365, 700	414, 300	453, 100
	25	182, 200	235, 400	268, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100	454, 500
	26	183, 900	236, 900	270, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417,600	455, 800
	27	185, 500	238, 300	271, 900	314, 400	342, 400	371,600	419, 100	457, 100
	28	187, 200	239, 500	273,600	316, 400	344, 300	373, 600	420,700	458, 300
	29	188, 700	240, 700	275, 300	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300
	30	190, 400	241, 900	277,000	320, 100	347, 800	376, 900	423,600	460,000
	31	192, 200	242, 900	278, 800	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460,800
	32	193, 900	244, 100	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461, 500
	33	195, 500	245, 400	281,800	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200
	34	196, 900	246, 400	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500	428,600	463, 000

1	•	•		•		•			
35	198, 400	247, 600	285, 500	329, 400	357, 000	385,000	429, 900	463, 700	
36	199, 900	248, 900	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300	
37	201, 200	249, 800	289,000	333, 400	360, 100	388,000	432, 300	464, 800	
38	202, 500	251, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400	
39	203, 700	252, 300	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466,000	
40	205,000	253, 600	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466,600	
41	206, 300	255, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392,600	435, 300	467, 100	
42	207,600	256, 400	297, 500	343,000	366, 400	393, 800	436,000	467,600	
43	208, 900	257, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468,000	
44	210, 200	258, 800	300,600	346,700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300	
45	211, 300	260,000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468,600	
46	212,600	261, 200	303, 900	349,600	370, 300	397, 500	439,000		
47	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400		
48	215, 200	263, 600	307, 200	352,600	372, 100	398, 900	440, 100		
49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440,600		
50	217, 400	265, 800	309, 600	355,000	373, 800	400, 100	441,000		
51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400,600	441, 400		
52	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401,000	441,800		
53	220,600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200		
54	221,600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401,700	442,600		
55	222, 500	271,800	317, 500	360, 100	377, 500	402,000	443,000		
56	223, 500	273, 100	319,000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300		
57	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402,600	443,600		
58	224, 600	275, 000	321,700	362,800	379, 300	402, 900	444,000		
59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300		
60	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444,600		

l 1	ı	i i	ı ı	1	ı ı	ı ı	l	1	l
	61	226, 800	278, 100	324, 800	364,600	381,000	403,800	444, 900	
	62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100		
	63	228,600	280,000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400		
	64	229, 400	281,000	327, 300	366,600	382, 900	404, 700		
	65	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405,000		
	66	230, 800	282, 400	328, 600	367,600	383, 900	405, 300		
	67	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600		
	68	232, 700	284, 000	330, 100	369,000	385, 100	405, 900		
	69	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100		
	70	234, 000	285, 800	331,600	369, 900	386, 000	406, 400		
	71	234, 500	286, 600	332, 300	370,600	386, 500	406, 700		
	72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407,000		
	73	236,000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200		
	74	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500		
	75	237, 200	289, 100	334, 600	372,800	388, 200	407,800		
	76	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408,000		
	77	238, 400	289, 800	335, 500	373,800	388, 900	408, 200		
	78	239, 100	290, 100	336,000	374, 300	389, 200	408, 500		
	79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408,800		
	80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409,000		
	81	240,800	290, 900	337, 300	375, 900	390,000	409, 200		
	82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500		
	83	242, 200	291, 500	338, 300	377,000	390, 600	409,800		
	84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410,000		
	85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391,000	410, 200		
	86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300			

i	i i	į	į	i i	į	Ī	i
87	244, 900	292, 700	340,000	378,600	391,600		
88	245, 600	293, 100	340, 400	379,000	391, 800		
89	246, 100	293, 400	340,700	379, 400	392,000		
90	246,600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		
91	246, 900	294, 100	341,600	380, 300	392, 600		
92	247, 300	294, 500	342,000	380,700	392, 800		
93	247,600	294, 700	342, 200	381,000	393, 000		
94		294, 900	342,600				
95		295, 200	343, 100				
96		295, 600	343, 500				
97		295, 800	343, 700				
98		296, 100	344, 100				
99		296, 500	344, 500				
100		296, 900	344, 800				
101		297, 100	345, 100				
102		297, 400	345, 500				
103		297, 800	345, 900				
104		298, 100	346, 300				
105		298, 300	346, 800				
106		298, 600	347, 200				
107		299, 000	347,600				
108		299, 300	348,000				
109		299, 500	348, 500				
110		299, 900	348, 900				
111		300, 300	349, 200				
112		300,600	349, 500				

	113		300, 800	350,000					
	113			330,000					
	114		301, 000						
	115		301, 300						
	116		301, 700						
	117		301, 900						
	118		302, 100						
	119		302, 400						
	120		302, 700						
	121		303, 100						
	122		303, 300						
	123		303, 600						
	124		303, 900						
	125		304, 200						
再									
任									
用		187, 700	215, 200	255, 200	274,600	289, 700	315, 100	356,800	389, 900
職									
員									

第2条 伊勢市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5」を「100分の95」に、「100分の112.5)、12月に支給する場合には100分の97.5 (特定管理職員にあっては、100分の117.5」を「100分の115」に改める。

(伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年伊勢市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	146, 100	195, 500
2	147, 200	197, 300
3	148, 400	199, 100
4	149, 500	200, 900
5	150,600	202, 400
6	151, 700	204, 200
7	152,800	206, 000
8	153, 900	207, 800
9	154, 900	209, 400
10	156, 300	211, 200
11	157,600	213, 000
12	158, 900	214, 800
13	160, 100	216, 200
14	161,600	218, 000
15	163, 100	219, 700
16	164, 700	221, 500
17	165, 900	223, 200
18	167, 400	224, 900
19	168, 900	226, 500

20	170, 400	228, 100
21	171, 700	229, 500
22	174, 400	231, 200
23	177, 000	232, 800
24	179, 600	234, 400
25	182, 200	235, 400
26	183, 900	236, 900
27	185, 500	238, 300
28	187, 200	239, 500
29	188, 700	240, 700
30	190, 400	241, 900
31	192, 200	242, 900
32	193, 900	244, 100
33	195, 500	245, 400
34	196, 900	246, 400
35	198, 400	247, 600
36	199, 900	248, 900
37	201, 200	249, 800
38	202, 500	251, 100
39	203, 700	252, 300
40	205, 000	253, 600
41	206, 300	255, 000
42	207, 600	256, 400
43	208, 900	257, 600
44	210, 200	258, 800
45	211, 300	260, 000
	. '	·

46	212,600	261, 200
47	213, 900	262, 500
48	215, 200	263, 600
49	216, 300	264, 700
50	217, 400	265, 800
51	218, 400	267, 100
52	219, 500	268, 400
53	220, 600	269, 400
54	221,600	270, 500
55	222, 500	271, 800
56	223, 500	273, 100
57	223, 800	274, 000
58	224, 600	275, 000
59	225, 400	275, 900
60	226, 100	277, 000
61	226, 800	278, 100
62	227, 800	279, 100
63	228, 600	280, 000
64	229, 400	281, 000
65	230, 100	281, 500
66	230, 800	282, 400
67	231, 700	283, 100
68	232, 700	284, 000
69	233, 400	285, 000
70	234, 000	285, 800
71	234, 500	286, 600
		·

72	235, 200	287, 400
73	236, 000	288, 200
74	236, 600	288, 700
75	237, 200	289, 100
76	237, 700	289, 600
77	238, 400	289, 800
78	239, 100	290, 100
79	239, 800	290, 300
80	240, 300	290, 700
81	240, 800	290, 900
82	241, 500	291, 100
83	242, 200	291, 500
84	242, 900	291, 800
85	243, 500	292, 100
86	244, 200	292, 400
87	244, 900	292, 700
88	245, 600	293, 100
89	246, 100	293, 400
90	246, 600	293, 800
91	246, 900	294, 100
92	247, 300	294, 500
93	247,600	294, 700
94		294, 900
95		295, 200
96		295, 600
97		295, 800
ı		ı

98		296, 100
99		296, 500
100		296, 900
101		297, 100
102		297, 400
103		297, 800
104		298, 100
105		298, 300
106		298, 600
107		299, 000
108		299, 300
109		299, 500
110		299, 900
111		300, 300
112		300, 600
113		300, 800
114		301,000
115		301, 300
116		301, 700
117		301, 900
118		302, 100
119		302, 400
120		302, 700
121		303, 100
122		303, 300
123		303, 600
•	•	

124	303, 900
125	304, 200

(伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年伊勢市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表1の項中「374,000円」を「375,000円」に改める。

第9条第2項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100 分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第5条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第6条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 17年伊勢市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第7条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第8条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(平成17年伊勢市条 例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100 分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改める。 第9条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように 改正する。

第3条第2項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の225」に改める。

(伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正)

第10条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例(平成17年伊勢市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100 分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改める。

第11条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の225」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第12条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成17年伊勢市条 例第123号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100 分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改める。

第13条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように 改正する。

第4条第3項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第5条、第7

- 条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1の規定及び第4条の規定による改正後の伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)第8条第1項の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第28条第2項の規定、改正後の任期付職員条例第9条第2項の規定、第6条の規定による改正後の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)第6条第2項の規定、第8条の規定による改正後の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の市長等給与条例」という。)第3条第2項の規定、第10条の規定による改正後の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例(以下「改正後の教育長給与条例」という。)第3条第3項の規定及び第12条の規定による改正後の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例(以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。)第4条第3項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

4 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の議員報酬条例、 改正後の市長等給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の伊勢市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与、第4 条の規定による改正前の伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第6条の規定による改正前の伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第6条の規定による改正前の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて 支給された給与、第8条の規定による改正前の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第10条の規定による改正前の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第12条の規定による改正前の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与、改正後の議員報酬条例の規定による給与、改正後の市長等給与条例の規定による給与、改正後の教育長給与条例の規定による給与又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長 が別に定める。 伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 25 日

伊勢市条例第26号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例(平成17年伊勢市条例第51号)の一部を次のように改正 する。

第90条第1項第1号を次のように改める。

(1) 身体に障害を有し、歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し、歩行が困難な者として規則で定める者(以下「身体障害者等」という。)又はこれらの者(身体に障害を有する者にあっては、18歳未満の者に限る。)と生計を一にする者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者等が自ら運転するもの又は当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(身体障害者等1人につき1台に限る。)

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者等又は」に、「世帯の者」を「世帯に属する者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第90条の規定は、令和2年度以後の年度分の 軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税の 種別割については、なお従前の例による。 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 25 日

伊勢市条例第27号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 に関する条例(平成26年伊勢市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ」を「以下同じ」に改める。

第35条第3項中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」に改める。

第36条第3項中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」に改める。

第50条中「「教育・保育給付認定子ども」」を「「教育・保育給付認定子どもについて」」に改め、「この節において同じ。)」の次に「について」を加え、「この項、第19条及び第36条第3項」を削り、「以下この項及び第19条」の次に「において」を加える。

第51条第3項中「次条第3項において同じ。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む」を「)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ」に改める。

第52条第3項中「特定満3歳未満保育認定子ども」を「特定満3歳以上保育認定子ども」に、「満3歳以上保育認定子どもに係る」を「満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市を美しくする条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 25 日

伊勢市条例第28号

伊勢市を美しくする条例の一部を改正する条例

伊勢市を美しくする条例(平成17年伊勢市条例第135号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市ポイ捨て及び路上喫煙の防止に関する条例

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨て及び路上喫煙の防止に関し、市、事業者、市民等及び土地占有者等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりの推進及び公共の場所での喫煙による被害の防止を図り、もって市民の快適でかつ安全で安心な生活環境を確保することを目的とする。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の 1号を加える。

(3) ポイ捨て 回収容器、吸い殻入れその他の定められた場所以外の場 所に容器等又は吸い殻等を捨てることをいう。

第2条に次の3号を加える。

- (7) 公共の場所 道路、公園、広場、河川、海岸、池沼その他の公共の 用に供する場所をいう。
- (8) 路上喫煙 屋外の公共の場所において喫煙すること及び火のついた たばこを所持することをいう。ただし、道路交通法(昭和35年法律第 105号)第2条第1項第8号に規定する車両(同項第10号に規定する 原動機付自転車、同項第11号に規定する軽車両並びに同法第3条に規 定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(第9条の2第2号におい

- て「原動機付自転車等」という。)を除く。)の車内において、喫煙に よる煙が車外に流出することなく、これらの行為を行うことを除く。
- (9) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙(蒸気を含む。)を発生させることをいう。

第3条中「、第1条の目的を達成するため」を削り、「環境美化意識」 の次に「及び喫煙に係るマナー」を加え、「施策」を「、ポイ捨て及び路 上喫煙の防止に関する施策」に改める。

第4条中「その事業活動により生じた容器等及び吸い殻等の投棄の防止」を「その事業活動を行うに当たって、ポイ捨ての防止」に、「実施するとともに、前条に規定する市の施策に協力しなければならない」を「実施するよう努めなければならない」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 たばこの製造又は販売を行う事業者は、喫煙に係るマナーの向上について消費者に対する啓発に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施するポイ捨て及び路上喫煙の防止に関する施策に 協力しなければならない。

第5条中「処理し、市内の環境美化に努めるとともに、第3条に規定する市の施策に協力しなければならない」を「処理しなければならない」に 改め、同条に次の1項を加える。

2 市民等は、環境美化及び喫煙に係るマナーに関する意識を高めるとと もに、市が実施するポイ捨て及び路上喫煙の防止に関する施策に協力し なければならない。

第6条中「容器等及び吸い殻等が投棄されるのを」を「ポイ捨てをされることを」に改める。

第7条を次のように改める。

(ポイ捨ての禁止)

第7条 何人も、公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所におい

てポイ捨てをしてはならない。

第9条の次に次の4条を加える。

(路上喫煙の防止)

- 第9条の2 何人も、路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただ し、次に掲げる路上喫煙にあっては、この限りでない。
 - (1) 公共の場所を管理する権限を有する者が設置し、又は設置を許可した吸い競入れその他これに類する設備が設けられた場所においてする 路上喫煙
 - (2) 携帯用吸い殻入れを使用してする路上喫煙(歩行中又は原動機付自転車等による走行中の場合を除く。)

(路上喫煙禁止区域の指定)

- 第9条の3 市長は、特に路上喫煙を防止する必要があると認める区域を 路上喫煙禁止区域に指定することができる。
- 2 市長は、路上喫煙禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、 伊勢市路上喫煙対策審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により路上喫煙禁止区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

(路上喫煙禁止区域の変更等)

- 第9条の4 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による路上喫煙禁止区域 の変更又は指定の解除について準用する。

(路上喫煙禁止区域における路上喫煙の禁止)

第9条の5 何人も、路上喫煙禁止区域において路上喫煙をしてはならない。

第10条第1項中「容器等又は吸い殻等の投棄を行った者」を「ポイ捨て

をした者」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(路上喫煙禁止区域における路上喫煙に対する指導)

第11条の2 市長は、第9条の5の規定に違反した者に対し、路上喫煙禁止区域における路上喫煙をやめるよう指導することができる。

第12条の次に次の1条を加える。

(路上喫煙対策審議会)

- 第12条の2 路上喫煙の防止に関する重要事項について調査審議させるため、市長の附属機関として、伊勢市路上喫煙対策審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 第9条の3第2項(第9条の4第2項において準用する場合を含む。)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、路上喫煙の防止に関する重要事項を調査審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- 3 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

7 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、 市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他 必要な協力を求めることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、な お従前の例による。

(伊勢市附属機関条例の一部改正)

第3条 伊勢市附属機関条例(平成29年伊勢市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部伊勢市路上喫煙対策審議会の項を削る。

(伊勢市附属機関条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第4条 前条の規定による改正前の伊勢市附属機関条例の規定により置かれた伊勢市路上喫煙対策審議会(以下「従前の審議会」という。)は、この条例による改正後の伊勢市ポイ捨て及び路上喫煙の防止に関する条例(以下「新条例」という。)第12条の2第1項の規定により置かれた伊勢市路上喫煙対策審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この条例の施行の際現に従前の審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、新条例第12条の2第4項の規定により伊勢市路上喫煙対策審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日における従前の審議会の委員とし

ての任期の残任期間と同一の期間とする。

伊勢市工場立地法に基づく準則を定める条例をここに公布する。

令和元年 12 月 25 日

伊勢市条例第29号

伊勢市工場立地法に基づく準則を定める条例 (趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により 公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地 及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のと おりとする。

区分		緑地の面積の敷	環境施設の面積
		地面積に対する	の敷地面積に対
	区域の範囲	割合(以下「緑	する割合
		地面積率」とい	
		う。)	
甲区域	都市計画法(昭和43年	100分の10以上	100分の15以上
	法律第100号) 第8条		
	第1項第1号の準工業		
	地域		
乙区域	都市計画法第8条第1	100分の5以上	100分の10以上
	項第1号の工業地域及		
	び工業専用地域		

	伊勢市特定用途制限地	100分の10以上	100分の15以上
	域における建築物等の		
	制限に関する条例(平		
	成23年伊勢市条例第30		
	号) 別表第1に規定す		
	る第二種田園・集落地		
	区及び幹線道路沿道流		
	通・業務地区		

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第4条 工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号。以下「省令」という。)第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に前条の表に定める区分に従い緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が第3条に規定する区域又は同条に規定する区域 以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用 については、当該敷地のそれぞれの区域の敷地面積に対する割合(以下 「敷地割合」という。)につき、同条に規定する区域の敷地割合が最も 高いときは、当該区域に係る同条の規定を当該敷地の全部に適用し、同 条に規定する区域以外の区域の敷地割合が最も高いときは、同条の規定 を当該敷地の全部について適用しない。

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場

合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体 の長と協議して定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。
- (経過措置)
 2 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第3条の規定に適合

積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第3条の規定に適合 する緑地及び環境施設の面積の算定は、工場立地に関する準則(平成10 年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第1号。以下 「法準則」という。)備考第1項第2号及び第3号並びに第3項の規定 の例による。この場合において、法準則備考第1項第2号中「0.2」と あるのは、第3条の表甲区域の項及び丙区域の項の規定が適用される場 合にあっては「0.1」と、同表乙区域の項の規定が適用される場合にあ っては「0.05」と、法準則備考第1項第3号中「0.25」とあるのは、第 3条の表甲区域の項及び丙区域の項の規定が適用される場合にあっては 「0.15」と、同表乙区域の項の規定が適用される場合にあっては 「0.1」と、法準則備考第3項第1号中「0.2」とあるのは、第3条の表 甲区域の項及び丙区域の項の規定が適用される場合にあっては「0.1」 と、同表乙区域の項の規定が適用される場合にあっては「0.05」と、法 準則備考第3項第2号中「0.25」とあるのは、第3条の表甲区域の項及 び丙区域の項の規定が適用される場合にあっては「0.15」と、同表乙区 域の項の規定が適用される場合にあっては「0.1」と読み替えるものと

する。

伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 25 日

伊勢市条例第30号

伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例

伊勢市上水道給水条例(平成17年伊勢市条例第170号)の一部を次のように改正する。

第36条に次の1号を加える。

(8) 法第25条の3の2第1項の指定の更新をするとき。 1件につき 7,000円

第39条第1項及び第2項ただし書中「第5条」を「第6条」に改める。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 25 日

伊勢市条例第31号

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例(平成17年伊勢市条例第56号)の一部を次のよう に改正する。

第7条第3項に次の1号を加える。

(32) ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(令 和元年法律第55号)第25条の規定に該当する者

附則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例をここに公布する。

令和元年 12 月 25 日

伊勢市条例第32号

伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に 関する条例

(目的)

第1条 この条例は、伊勢市議会(以下「議会」という。)の議員(以下「議員」という。)が議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬及び期末手当の支給に関し、伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年伊勢市条例第35号。以下「議員報酬条例」という。)の特例を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「議会の会議等」とは、次に掲げる会議等をい う。
 - (1) 議会の定例会又は臨時会の本会議
 - (2) 伊勢市議会委員会条例(平成17年伊勢市条例第212号)第1条、第3条及び第6条の規定により設置された委員会
 - (3) 伊勢市議会会議規則(平成17年伊勢市議会規則第1号)第163条 に規定する協議等の場
 - (4) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項に規定する 議員の派遣
 - (5) 伊勢市議会会議規則第104条に規定する委員の派遣 (議員報酬の減額)
- 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬の額から、議会の会議等を欠席した日から、議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、当該議員報酬に次の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とす

る。

欠席期間	減額割合
90 日を超え 180 日以下であるとき。	100 分の 20
180 日を超え 365 日以下であるとき。	100分の30
365 日を超え 730 日以下であるとき。	100分の50
730日を超えるとき。	100分の100

2 前項の規定は、議員が議会の会議等を欠席した日から起算して90日 を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日 の属する月)から議会の会議等に出席した日の属する月(その日が月の 初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。) の前日から6月前までの間において、前条の規定により議員報酬が減額 支給された月があるときの期末手当は、議員報酬条例の規定により支給 されるべき期末手当の額から、欠席期間に応じて、当該期末手当に次の 表に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

欠席期間	減額割合		
90 日を超え 180 日以下であるとき。	100 分の 30		
180 日を超え 365 日以下であるとき。	100 分の 50		
365 日を超えるとき。	100 分の 100		

2 前項の規定により期末手当を減額支給する場合で基準日の前日から6 月前までの間の期末手当の減額割合が異なるときは、高い方の減額割合 を適用する。

(適用除外)

第5条 議員が次に掲げる事由により議会の会議等を欠席したときは、こ の条例の規定は、適用しない。

- (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例 30 号)の規定により認定された公務上の災害又は 通勤による災害
- (2) 女性の議員の出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項に規定する産前産後の期間に限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長がやむを得ないと認める事由 (疑義の決定)
- 第6条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の

一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 12 月 25 日

伊勢市規則第23号

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規 則の一部を改正する規則

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則 (平成 18 年伊勢市規則第 24 号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第4条関係)

技能労務職給料表

職	∖職務						
員	の級	4 VII	O VIII	o √#	4 477	- VII	
0		1級	2級	3 級	4級	5 級	
区							
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円	円	円	
再	1	132, 300	183, 600	205, 200	251, 500	280,000	
任	2	133, 200	185, 100	206, 400	252, 700	281, 900	
用	3	134, 200	186, 600	207,800	253, 800	283, 500	
職	4	135, 100	188,000	209, 100	254, 900	285, 200	
員	5	136, 100	189, 200	210, 400	255, 800	287,000	
以	6	137, 100	190, 700	211,800	257, 000	288,600	
外	7	138, 100	192, 100	213, 200	258, 100	290, 200	
0)	8	139, 100	193, 400	214,600	259, 300	291,800	
職	9	139, 900	194, 800	215, 900	260, 400	293, 300	
員	10	140, 900	195, 800	217, 500	261, 200	295, 100	
	11	141, 900	197, 100	219, 100	262, 400	296, 800	

12	143,000	198, 200	220, 500	263, 600	298, 600
13	143, 800	199, 400	221,700	264, 600	300,000
14	144, 800	200, 500	223, 200	265, 600	301, 700
15	145, 800	201,600	224, 700	266, 500	303, 300
16	146, 800	202, 700	226, 000	267, 400	304, 800
17	147, 900	203,600	226, 900	268, 400	306, 300
18	149, 200	204, 700	227, 600	269, 500	307, 900
19	150, 400	205, 700	228, 500	270, 500	309, 500
20	151,600	206, 700	229, 500	271, 300	311, 200
21	152, 700	207,600	230, 300	272, 300	312, 200
22	153, 900	208, 700	231,800	273, 200	313, 600
23	155, 100	209,800	233, 100	274, 200	315,000
24	156, 300	210,800	234, 200	275,000	316, 500
25	157, 400	211, 700	235, 600	275, 800	317, 600
26	158, 900	212,600	236, 900	276, 900	319, 100
27	160, 400	213, 300	238, 200	278,000	320, 500
28	161, 900	214, 200	239, 500	279, 100	321, 900
29	163, 300	215, 100	240, 300	280,000	323, 500
30	164, 700	216, 300	241, 500	281, 100	324, 700
31	166, 200	217, 300	242,800	282, 100	326, 000
32	167, 700	218, 200	243, 900	283, 100	327, 200
33	169, 100	218,800	245,000	283, 800	328, 300
34	170, 900	220,000	246, 200	284, 700	329, 200
35	172, 700	221, 100	247, 300	285,600	330, 300
36	174, 500	222, 300	248, 500	286, 700	331, 400
37	176, 200	222,800	249,800	287, 300	332, 500

	38	177, 900	223, 900	250, 800	288, 200	333, 600	
	39	179, 600	225, 100	252, 100	289, 100	334, 600	
	40	181, 300	226, 100	253, 400	290,000	335, 600	
	41	182, 800	226, 900	254, 400	290, 600	336, 600	
	42	184, 200	228, 100	255, 600	291,600	337, 600	
	43	185, 500	229, 100	256, 500	292, 600	338,600	
	44	186, 900	230, 200	257, 800	293, 500	339, 600	
	45	188, 400	231, 300	258, 600	294, 200	340, 500	
	46	189, 700	232, 200	259,600	295, 100	341,500	
	47	191, 100	233, 300	260,700	296, 000	342, 500	
	48	192, 500	234, 300	261,600	296, 900	343, 500	
	49	193, 800	235, 300	262, 800	297, 600	344, 400	
	50	194, 900	236, 300	263, 800	298, 200	345, 300	
	51	196, 000	237, 300	264, 900	298, 900	346, 200	
	52	197, 200	238, 300	265, 600	299, 700	347,000	
	53	198, 300	239, 400	266, 500	300, 300	347,800	
	54	199, 400	240, 400	267, 600	301, 100	348,600	
	55	200, 300	241, 100	268, 800	301,800	349, 400	
	56	201, 400	241,800	270,000	302, 500	350, 100	
	57	202, 500	242, 700	270,800	303, 200	350, 800	
	58	203, 500	243, 600	271,800	303, 900	351,600	
	59	204, 500	244, 500	272, 900	304, 700	352, 400	
	60	205, 500	245, 200	273, 900	305, 400	353, 100	
	61	206, 600	246,000	274, 900	306,000	353, 800	
	62	207, 500	246, 900	276,000	306, 700	354, 500	
	63	208, 400	247, 800	276, 800	307, 400	355, 200	
I.			· ·	· ·			

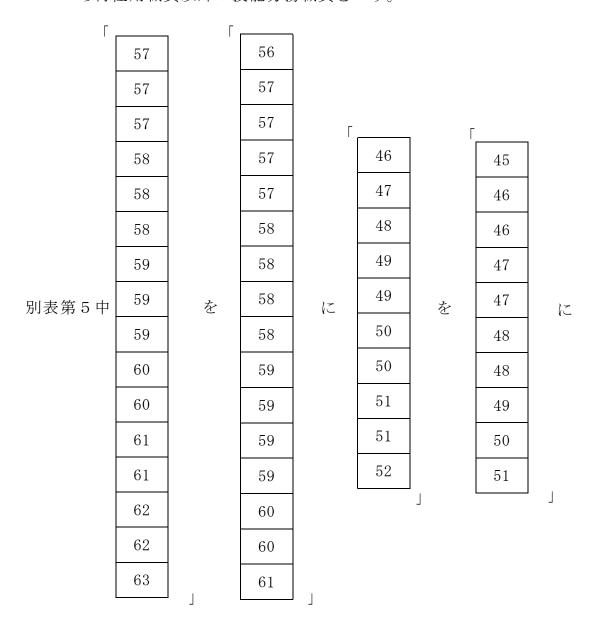
64	209, 300	248, 700	277, 900	308, 100	355, 900
65	210,000	249, 500	278, 700	308,600	356, 500
66	210, 800	250, 300	279, 500	309, 100	357,000
67	211, 500	251, 100	280, 300	309, 700	357, 500
68	212, 300	251, 800	281, 100	310, 300	358, 000
69	212, 700	252, 500	281, 700	310, 900	358, 400
70	213, 300	253, 100	282, 500	311, 300	
71	213, 600	253, 500	283, 300	311,800	
72	214, 000	253, 900	284, 000	312, 300	
73	214, 200	254, 100	284, 800	312,600	
74	214, 600	254, 500	285, 500	313, 100	
75	215, 100	255, 000	286, 300	313,600	
76	215, 700	255, 500	287, 100	314,000	
77	215, 900	255, 800	287, 700	314, 200	
78	216, 600	256, 200	288, 200	314, 500	
79	217, 100	256, 700	288, 700	314, 800	
80	217, 600	257, 200	289, 100	315, 100	
81	218, 300	257, 500	289, 500	315, 400	
82	218, 600	257, 800	289, 900	315, 700	
83	219, 200	258, 100	290, 400	316,000	
84	219, 900	258, 400	290, 900	316, 300	
85	220, 500	258, 600	291, 300	316, 500	
86	220, 900	258, 800	291, 900	316, 900	
87	221, 300	259, 100	292, 500	317, 200	
88	222,000	259, 400	293, 100	317, 400	
89	222, 500	259, 600	293, 400	317, 600	
				•	•

		_	_	_	
90	223,000	259, 800	293, 900	317, 900	
91	223, 500	260, 200	294, 400	318, 200	
92	223, 900	260, 400	294, 800	318, 500	
93	224, 300	260, 700	295, 200	318, 700	
94	224, 700	261, 100	295, 700	319,000	
95	225, 100	261, 400	296, 200	319, 300	
96	225, 400	261, 700	296, 700	319, 500	
97	225, 700	261, 900	297, 000	319, 700	
98	226, 200	262, 200	297, 400	320,000	
99	226, 700	262, 400	297, 900	320, 300	
100	227, 200	262, 700	298, 400	320, 500	
101	227, 600	263, 000	298, 800	320, 700	
102	228, 100	263, 200	299, 200		
103	228, 700	263, 500	299, 500		
104	229, 300	263, 800	299, 800		
105	229, 700	264,000	300, 100		
106	230, 200	264, 200	300, 500		
107	230, 500	264, 500	300, 900		
108	230, 900	264, 700	301, 300		
109	231, 100	265, 000	301,600		
110	231, 500	265, 300	302,000		
111	232,000	265, 600	302, 400		
112	232, 400	265, 800	302, 700		
113	232, 600	266, 000	302, 900		
114	233, 100	266, 300	303, 200		
115	233, 600	266, 500	303, 500		

田職員		193, 600	204, 700	223, 200	244, 000	274, 700
再任						
	137		272, 100			
	136		271,900			
	135		271,600			
	134		271, 300			
	133		271, 100	307, 900		
	132		270, 900	307,700		
	131		270,600	307, 500		
	130		270, 300	307, 200		
	129		270, 100	306, 900		
	128		269, 900	306, 700		
	127		269,600	306, 500		
	126		269, 300	306, 200		
	125		269, 100	305, 900		
	124		268, 900	305, 700		
	123		268,600	305, 500		
	122		268, 300	305, 200		
	121	236, 000	268, 100	304, 900		
	120	235, 600	267, 900	304, 700		
	119	235, 200	267,600	304, 500		
	118	234, 800	267, 300	304, 200		
	117	234, 400	267,000	303, 900		
	116	234, 100	266, 700	303, 700		

備考

- 1 この表において「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の 4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若し くは第2項の規定により採用された者をいう。
- 2 この表において「再任用以外の職員」とは、技能労務職員のう ち再任用職員以外の技能労務職員をいう。



改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(以下「改正後の技能労務職員規則」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成31年4月1日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の技能労務職員規則の規定による号給がこの規則による改正前の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(以下「改正前の技能労務職員規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の技能労務職員規則の規定にかかわらず、改正前の技能労務職員規則の規定による号給とするものとする。
- 3 施行日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

4 改正後の技能労務職員規則の規定を適用する場合においては、改正前 の技能労務職員規則の規定に基づいて支給された給与(伊勢市職員の職 務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則等の一部を改正する規則(平成27年伊勢市規則第10号。以下この項において「平成27年改正規則」という。)附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の技能労務職員規則の規定による給与(平成27年改正規則附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

令和元年 12 月 25 日

伊勢市規則第24号

伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則の一部を改正する規則 伊勢市ふるさと未来づくり条例施行規則(平成27年伊勢市規則第6号) の一部を次のように改正する。

別表活動事業費の項資金の額の欄第1号を次のように改める。

(1) 基本額 まちづくり協議会が実施する事業に要する経費(第3号に規定する事業に係るもの並びに事務運営費及び広報紙配布等協力金に係るものを除く。)の全額とする。ただし、次のアからエまでに掲げる世帯数の区分に応じ、当該アからエまでに定める額(まちづくり協議会の対象とする地域(条例第6条第1項に規定する地域をいう。以下同じ。)が2以上の小学校区にわたるものである場合で、他の協議会との権衡を考慮して市長が必要と認めるときは、それぞれの小学校区の世帯数に応じ、次のアからエまでに定める額の合計額)を上限とする。

ア 4,000世帯以上 120万円

イ 3,000世帯~3,999世帯 110万円

ウ 2,000世帯~2,999世帯 100万円

エ 2,000世帯未満 90万円

別表活動事業費の項資金の額の欄第3号中「平成31年度」を「令和6年 度」に改める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、令和2年度以後の年度分のふるさと未来づくり資金について適用する。

伊勢市防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する規程を次のよう に定める。

令和元年 12月 26日

伊勢市消防長 中 芝 育 史

伊勢市消防本部訓令第2号

伊勢市防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する規程 (趣旨)

- 第1条 この訓令は、伊勢市火災予防条例(平成17年伊勢市条例第205号。 以下「条例」という。)第47条の2並びに伊勢市火災予防条例施行規則(平成17年伊勢市規則第158号。以下「規則」という。)第8条の4及び第8条の5の規定により行う防火対象物の消防用設備等の違反状況の公表 (以下「公表」という。)について必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義)
- 第2条 この訓令において使用する用語は、条例、規則及び伊勢市火災予防査察規程(平成17年伊勢市消防本部訓令第13号。以下「査察規程」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 公表該当違反 査察規程第10条第2項の規定に基づき交付する査察 結果通知書(以下「査察結果通知書」という。)により通知した不備欠 陥事項のうち、規則第8条の4第2項の規定に該当するものをいう。
 - (2) 公表予定日 査察結果通知書により通知した日から14日を経過した日をいう。
 - (3) 公表対象物 現に公表を行っている防火対象物をいう。 (公表該当違反の要件)
- 第3条 規則第8条の4第2項に規定する屋内消火栓設備等が設置されていないこととは、屋内消火栓設備等の設置が義務となる防火対象物に、屋内消火栓設備等を構成する機器等が一切設置されていないこと(屋内消火栓設備等に代えて用いることができる消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第29条の4に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等が設置されていないものを含

む。)とする。

- 2 前項の場合において、令第8条又は令第9条の適用を受ける防火対象 物の部分ごとに屋内消火栓設備等の設置義務が生じるときも同様とする。 (公表の手続)
- 第4条 査察員は、防火対象物の立入検査において、公表該当違反がある と認めるときは、公表該当違反報告書(様式第1号)により、その旨を 消防長に報告するものとする。
- 2 消防長は、前項の報告を受けた場合において、公表該当違反があることを確認し、及び公表を行う必要があると認めるときは、公表予定日の7日前までに、防火対象物の関係者に公表通知書(様式第2号)を交付するものとする。
- 3 消防長は、公表通知書を関係者に直接交付したときは、受領書(様式 第3号)に署名及び押印を求めるものとする。ただし、受領拒否等の事 由により、交付できないときは、配達証明又は配達証明付き内容証明の 取扱いにより郵送するものとする。
- 4 消防長は、公表を行う場合において、公表該当違反の存否に影響を与 える新たな事実を把握したときは、査察員に調査を行わせ、公表該当違 反があることを確認した上で公表を行うものとする。

(公表の実施及び方法)

- 第5条 消防長は、公表予定日までに公表該当違反の是正が確認できない ときは、公表を行わなければならない。
- 2 公表は、伊勢市ホームページに違反対象物一覧表 (様式第4号) を掲載することにより行うものとする。

(公表の取りやめ)

第6条 査察員は、公表対象物の公表該当違反が是正されたと認めるとき は、公表該当違反是正報告書(様式第5号)により、その旨を消防長に 報告するものとする。

2 消防長は、前項の報告を受けた場合において、公表該当違反が是正されたことを確認したときは、直ちに当該公表対象物の公表を取りやめるものとする。

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(宛先) 伊勢市消防長

查察員

公表該当違反報告書

防火対象物の	名 称					
名称・所在地	所在地					
	用途	構造	階層		見模	
防火対象物の 状				建築面積		
				延べ面積		
立入検査	立入検	查実施日	查察結	5果通知書交付	计予定日	
<u> </u>	年	月 日		年 月	日	
·	□屋内消	肖火栓設備				
公表該当違反 に関する事項	□ スプリンクラー設備					
(-)/1/ 0 1. 7	□ 自動火災報知設備					
公表予定日 (予定)	年	F 月 日				
公表該当違反に関する状況						
備考						

注 該当する□にはレを記入すること。

様式第2号(第4条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

伊勢市消防長即

公表通知書

あなたの所有、管理又は占有をする防火対象物に関し、 年 月 日 第 号の査察結果通知書により通知した違反(伊勢市火災予防条例施行規則第8条の4第2項)のうち、現に違反が認められるものについて、伊勢市火災予防条例第47条の2の規定により、下記のとおり公表します。

記

1 公表する事項

防火対象物	名 称 所在地	
違反の		

- 2 公表の方法 伊勢市ホームページへの掲載
- 3 公表予定日 年 月 日

4 備考

- (1) 違反の内容を是正した場合は、伊勢市消防本部に御連絡ください。
- (2) 公表前に違反の内容が是正された場合は、当該違反事実については公表しません。 既に公表している場合は、当該違反事実の公表を取りやめます。

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

(宛先) 伊勢市消防長

住 所

氏 名

ED

受 領 書

年 月 日付 第 号の公表通知書を確かに受 領しました。

違反対象物一覧表

	年 月 日現在					
防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の	の内容	ハまたRR	その他	
例 八 別家初97石柳	例外外家物97所任地 	違反指摘事項	根拠法令等の条項	- 公表年月日	その力配	

法:消防法(昭和23年法律第186号) 令:消防法施行令(昭和36年政令第37号)

(宛先) 伊勢市消防長

查察員

公表該当違反是正報告書

防火対象物の	名 称						
名称・所在地	所在地						
	用途	構造	階層	規	見模		
防火対象物の 状 況				建築面積			
				延べ面積			
	□ 屋内消	肖火栓設備					
公表該当違反の 対象となる設備	□ スプリ	リンクラー設備					
WISK C & G BY NII	□ 自動火	□ 自動火災報知設備					
是正確認年月日	年	年 月 日					
是 正 内 容							
備考							

注 該当する□にはレを記入すること。

伊勢市上水道給水条例施行規程等の一部を改正する規程を次のように

定める。

令和元年12月25日

伊勢市上下水道事業管理規程第2号

伊勢市上水道給水条例施行規程等の一部を改正する規程

(伊勢市上水道給水条例施行規程の一部改正)

第1条 伊勢市上水道給水条例施行規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第2条並びに第6条第1項第2号及び第3号中「第5条」を「第6条」 に改める。

第35条第1項第1号中「1年以内ごとに1回、定期に」を「毎年1回 以上定期に」に改め、同項第2号中「1年以内ごとに1回、点検を」を 「毎年1回以上定期に点検を」に改め、同条第2項中「1年以内ごとに 1回、行うものとする」を「毎年1回以上定期に行うものとする」に改 める。

(伊勢市水道技術管理者規程の一部改正)

第2条 伊勢市水道技術管理者規程(平成25年伊勢市上下水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第3項中「第19条第2項第7号又は第8号」を「第19条第2項第8号又は第9号」に改める。

(伊勢市指定給水装置工事事業者規程の一部改正)

第3条 伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第17号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(指定の更新)

- 第6条の2 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項 及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにそ

の申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前3条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。
- 5 前項において準用する前条第1項に規定する場合において、管理者は、指定給水装置工事事業者から指定工事業者証を返納させた上で、 新たな指定工事業者証を交付するものとする。

第8条第1号中「指定」の次に「又は第6条の2第1項の指定の更新」 を加える。

第10条第1号を次のように改める。

(1) 第4条第1項の指定をしたとき。

第10条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第6条の2第1項の指定の更新をしたとき。

第11条第1項第3号中「第5条」を「第6条」に改める。

第12条第1項中「指定」の次に「又は第6条の2第1項の指定の更新」 を加える。

第13条第5号ア中「第5条」を「第6条」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年 12 月 25 日

伊勢市病院事業管理者 佐 々 木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第5号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管 理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項の表 1 の項中「374,000 円」を「375,000 円」に改める。 別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

病院企業一般職給料表

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7級	8 級
分	号給	給料月額							
再		円	円	円	円	円	円	田	円
任	1	146, 100	195, 500	231,500	264, 200	289, 700	319, 200	362, 900	408, 100
用	2	147, 200	197, 300	233, 100	266,000	291, 900	321, 400	365, 500	410, 500
職	3	148, 400	199, 100	234,600	267,800	294, 000	323, 700	367, 900	413, 000
員	4	149,500	200, 900	236, 200	269, 900	296, 000	325, 900	370, 500	415, 400
以	5	150,600	202, 400	237,600	271,600	297, 900	328, 100	372, 400	417, 300
外	6	151,700	204, 200	239, 300	273, 400	300,000	330, 100	374, 900	419, 600
0	7	152,800	206,000	240,800	275, 200	302, 200	332, 300	377, 200	421, 700
職	8	153, 900	207, 800	242, 400	277, 200	304, 200	334, 500	379, 700	423, 900
員	9	154, 900	209, 400	243, 500	279, 200	306, 100	336, 400	382, 100	425, 900
	10	156, 300	211, 200	245,000	281, 200	308, 400	338, 600	384, 800	428, 000
	11	157,600	213,000	246,600	283, 100	310,600	340,600	387, 400	430, 100

12	158,900	214 200	247, 900	285,000	312, 900	342, 800	390, 100	432, 200
		214,800						
13	160, 100	216, 200	249, 400	287,000	315, 000	344, 600	392, 500	433, 900
14	161,600	218,000	250,800	288, 900	317, 100	346,600	394, 800	435, 700
15	163, 100	219, 700	252, 100	290,800	319, 300	348,600	397, 000	437, 700
16	164, 700	221,500	253, 500	292,600	321, 400	350,600	399, 400	439, 700
17	165, 900	223, 200	255,000	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200	441, 600
18	167, 400	224, 900	256, 500	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200	443, 400
19	168, 900	226, 500	258, 200	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100	445, 200
20	170, 400	228, 100	260,000	300, 500	329, 300	358,000	406, 900	446, 900
21	171,700	229, 500	261,600	302, 400	331,000	359, 900	408, 800	448, 700
22	174, 400	231, 200	263, 300	304, 500	333, 100	361,800	410,600	450, 200
23	177,000	232, 800	264, 900	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400	451, 600
24	179,600	234, 400	266,500	308,600	337, 200	365, 700	414, 300	453, 100
25	182, 200	235, 400	268, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100	454, 500
26	183, 900	236, 900	270, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600	455, 800
27	185, 500	238, 300	271,900	314, 400	342, 400	371,600	419, 100	457, 100
28	187, 200	239, 500	273,600	316, 400	344, 300	373,600	420, 700	458, 300
29	188,700	240,700	275, 300	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300
30	190, 400	241,900	277,000	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600	460, 000
31	192, 200	242, 900	278,800	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460, 800
32	193, 900	244, 100	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461, 500
33	195, 500	245, 400	281,800	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200
34	196, 900	246, 400	283,700	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600	463, 000
35	198, 400	247,600	285, 500	329, 400	357,000	385,000	429, 900	463, 700
36	199, 900	248, 900	287, 400	331,500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300
37	201, 200	249, 800	289,000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800

1 1	1	ı	1	1	ı ı	1	1	1	1
	38	202, 500	251, 100	290,700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400
	39	203, 700	252, 300	292,500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000
	40	205,000	253,600	294, 300	339, 200	364, 200	391,500	434, 700	466, 600
	41	206, 300	255,000	295, 800	341, 100	365, 500	392,600	435, 300	467, 100
	42	207,600	256, 400	297, 500	343,000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600
	43	208, 900	257,600	299,000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000
	44	210, 200	258,800	300,600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300
	45	211, 300	260,000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600
	46	212,600	261, 200	303,900	349,600	370, 300	397, 500	439, 000	
	47	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400	
	48	215, 200	263,600	307, 200	352,600	372, 100	398, 900	440, 100	
	49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440,600	
	50	217, 400	265, 800	309,600	355,000	373, 800	400, 100	441,000	
	51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400,600	441, 400	
	52	219, 500	268, 400	312,700	357, 200	375, 400	401,000	441,800	
	53	220,600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200	
	54	221,600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401,700	442,600	
	55	222, 500	271,800	317, 500	360, 100	377, 500	402,000	443,000	
	56	223, 500	273, 100	319,000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300	
	57	223, 800	274,000	320, 500	362, 100	378, 700	402,600	443,600	
	58	224, 600	275,000	321,700	362,800	379, 300	402, 900	444, 000	
	59	225, 400	275, 900	322,900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300	
	60	226, 100	277,000	324, 100	364, 200	380,600	403, 500	444,600	
	61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381,000	403, 800	444, 900	
	62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100		
	63	228,600	280,000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400		

	-	-				-	•
64	229, 400	281,000	327, 300	366,600	382, 900	404, 700	
65	230, 100	281,500	328, 200	366, 900	383, 300	405,000	
66	230,800	282, 400	328,600	367,600	383, 900	405, 300	
67	231,700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405,600	
68	232,700	284,000	330, 100	369,000	385, 100	405, 900	
69	233, 400	285,000	330,900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	234,000	285, 800	331,600	369, 900	386,000	406, 400	
71	234, 500	286,600	332, 300	370,600	386, 500	406, 700	
72	235, 200	287, 400	333,000	371, 200	387, 100	407,000	
73	236,000	288, 200	333, 500	371,500	387, 400	407, 200	
74	236,600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	237, 200	289, 100	334,600	372,800	388, 200	407,800	
76	237,700	289,600	335, 200	373, 400	388, 600	408,000	
77	238, 400	289, 800	335,500	373,800	388, 900	408, 200	
78	239, 100	290, 100	336,000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	240, 300	290, 700	336,900	375, 400	389, 800	409,000	
81	240,800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	241,500	291, 100	337,800	376, 500	390, 300	409, 500	
83	242, 200	291,500	338, 300	377,000	390, 600	409, 800	
84	242, 900	291,800	338,800	377, 300	390, 800	410,000	
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391,000	410, 200	
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300		
87	244, 900	292, 700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293, 100	340, 400	379,000	391, 800		
89	246, 100	293, 400	340,700	379, 400	392,000		

90	246,600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		
91	246, 900	294, 100	341,600	380, 300	392, 600		
92	247, 300	294, 500	342,000	380, 700	392, 800		
93	247,600	294, 700	342, 200	381,000	393, 000		
94		294, 900	342,600				
95		295, 200	343, 100				
96		295,600	343, 500				
97		295, 800	343,700				
98		296, 100	344, 100				
99		296, 500	344,500				
100		296, 900	344,800				
101		297, 100	345, 100				
102		297, 400	345, 500				
103		297,800	345,900				
104		298, 100	346, 300				
105		298, 300	346,800				
106		298,600	347, 200				
107		299,000	347,600				
108		299, 300	348,000				
109		299, 500	348,500				
110		299, 900	348,900				
111		300, 300	349, 200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301, 300					

1 1									
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302, 100						
	119		302, 400						
	120		302, 700						
	121		303, 100						
	122		303, 300						
	123		303,600						
	124		303, 900						
	125		304, 200						
再									
任									
用		187,700	215, 200	255, 200	274,600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900
職									
員									

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

病院企業技能労務職給料表

職員の区	の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再		円	円	円	円	円
任	1	132, 300	183,600	205, 200	251, 500	280, 000

			,	ı	,	1
用	2	133, 200	185, 100	206, 400	252, 700	281, 900
職	3	134, 200	186,600	207, 800	253, 800	283, 500
員	4	135, 100	188,000	209, 100	254, 900	285, 200
以	5	136, 100	189, 200	210, 400	255, 800	287, 000
外	6	137, 100	190, 700	211,800	257, 000	288, 600
の	7	138, 100	192, 100	213, 200	258, 100	290, 200
職	8	139, 100	193, 400	214, 600	259, 300	291, 800
員	9	139, 900	194, 800	215, 900	260, 400	293, 300
	10	140, 900	195, 800	217, 500	261, 200	295, 100
	11	141,900	197, 100	219, 100	262, 400	296, 800
	12	143,000	198, 200	220, 500	263, 600	298, 600
	13	143, 800	199, 400	221, 700	264, 600	300,000
	14	144, 800	200, 500	223, 200	265, 600	301, 700
	15	145,800	201,600	224, 700	266, 500	303, 300
	16	146, 800	202, 700	226, 000	267, 400	304, 800
	17	147, 900	203, 600	226, 900	268, 400	306, 300
	18	149, 200	204, 700	227, 600	269, 500	307, 900
	19	150, 400	205, 700	228, 500	270, 500	309, 500
	20	151,600	206, 700	229, 500	271, 300	311, 200
	21	152, 700	207, 600	230, 300	272, 300	312, 200
	22	153, 900	208, 700	231, 800	273, 200	313,600
	23	155, 100	209, 800	233, 100	274, 200	315,000
	24	156, 300	210,800	234, 200	275, 000	316, 500
	25	157, 400	211, 700	235, 600	275, 800	317,600
	26	158, 900	212,600	236, 900	276, 900	319, 100
	27	160, 400	213, 300	238, 200	278, 000	320, 500
-				·		•

28	161,900	214, 200	239, 500	279, 100	321,900
29	163, 300	215, 100	240, 300	280,000	323, 500
30	164, 700	216, 300	241, 500	281, 100	324, 700
31	166, 200	217, 300	242, 800	282, 100	326, 000
32	167, 700	218, 200	243, 900	283, 100	327, 200
33	169, 100	218,800	245,000	283, 800	328, 300
34	170, 900	220,000	246, 200	284, 700	329, 200
35	172, 700	221, 100	247, 300	285, 600	330, 300
36	174, 500	222, 300	248, 500	286, 700	331, 400
37	176, 200	222, 800	249, 800	287, 300	332, 500
38	177, 900	223, 900	250, 800	288, 200	333, 600
39	179,600	225, 100	252, 100	289, 100	334, 600
40	181, 300	226, 100	253, 400	290, 000	335, 600
41	182, 800	226, 900	254, 400	290, 600	336, 600
42	184, 200	228, 100	255, 600	291, 600	337, 600
43	185, 500	229, 100	256, 500	292, 600	338, 600
44	186, 900	230, 200	257, 800	293, 500	339, 600
45	188, 400	231, 300	258, 600	294, 200	340, 500
46	189, 700	232, 200	259, 600	295, 100	341, 500
47	191, 100	233, 300	260, 700	296, 000	342, 500
48	192, 500	234, 300	261, 600	296, 900	343, 500
49	193, 800	235, 300	262, 800	297, 600	344, 400
50	194, 900	236, 300	263, 800	298, 200	345, 300
51	196, 000	237, 300	264, 900	298, 900	346, 200
52	197, 200	238, 300	265, 600	299, 700	347,000
53	198, 300	239, 400	266, 500	300, 300	347, 800
'	•	•	•	•	•

54	199, 400	240, 400	267, 600	301, 100	348,600
55	200, 300	241, 100	268, 800	301,800	349, 400
56	201, 400	241,800	270, 000	302, 500	350, 100
57	202, 500	242, 700	270, 800	303, 200	350, 800
58	203, 500	243,600	271,800	303, 900	351,600
59	204, 500	244, 500	272, 900	304, 700	352, 400
60	205, 500	245, 200	273, 900	305, 400	353, 100
61	206, 600	246,000	274, 900	306, 000	353, 800
62	207, 500	246, 900	276,000	306, 700	354, 500
63	208, 400	247, 800	276, 800	307, 400	355, 200
64	209, 300	248, 700	277, 900	308, 100	355, 900
65	210,000	249, 500	278, 700	308, 600	356, 500
66	210, 800	250, 300	279, 500	309, 100	357,000
67	211, 500	251, 100	280, 300	309, 700	357, 500
68	212, 300	251,800	281, 100	310, 300	358,000
69	212, 700	252, 500	281, 700	310, 900	358, 400
70	213, 300	253, 100	282, 500	311, 300	
71	213, 600	253, 500	283, 300	311,800	
72	214, 000	253, 900	284, 000	312, 300	
73	214, 200	254, 100	284, 800	312,600	
74	214, 600	254, 500	285, 500	313, 100	
75	215, 100	255,000	286, 300	313, 600	
76	215, 700	255, 500	287, 100	314, 000	
77	215, 900	255, 800	287, 700	314, 200	
78	216, 600	256, 200	288, 200	314, 500	
79	217, 100	256, 700	288, 700	314, 800	
	•	,			į

80	217,600	257, 200	289, 100	315, 100	
81	218, 300	257, 500	289, 500	315, 400	
82	218,600	257, 800	289, 900	315, 700	
83	219, 200	258, 100	290, 400	316, 000	
84	219, 900	258, 400	290, 900	316, 300	
85	220, 500	258, 600	291, 300	316, 500	
86	220, 900	258, 800	291, 900	316, 900	
87	221, 300	259, 100	292, 500	317, 200	
88	222,000	259, 400	293, 100	317, 400	
89	222, 500	259, 600	293, 400	317, 600	
90	223, 000	259, 800	293, 900	317, 900	
91	223, 500	260, 200	294, 400	318, 200	
92	223, 900	260, 400	294, 800	318, 500	
93	224, 300	260, 700	295, 200	318, 700	
94	224, 700	261, 100	295, 700	319, 000	
95	225, 100	261, 400	296, 200	319, 300	
96	225, 400	261, 700	296, 700	319, 500	
97	225, 700	261, 900	297, 000	319, 700	
98	226, 200	262, 200	297, 400	320,000	
99	226, 700	262, 400	297, 900	320, 300	
100	227, 200	262, 700	298, 400	320, 500	
101	227,600	263, 000	298, 800	320, 700	
102	228, 100	263, 200	299, 200		
103	228, 700	263, 500	299, 500		
104	229, 300	263, 800	299, 800		
105	229, 700	264, 000	300, 100		
	· ·	·	·	·	•

	106	230, 200	264, 200	300, 500	
	107	230, 500	264, 500	300, 900	
	108	230, 900	264, 700	301, 300	
	109	231, 100	265, 000	301,600	
	110	231, 500	265, 300	302, 000	
	111	232, 000	265, 600	302, 400	
	112	232, 400	265, 800	302, 700	
	113	232, 600	266, 000	302, 900	
	114	233, 100	266, 300	303, 200	
	115	233, 600	266, 500	303, 500	
	116	234, 100	266, 700	303, 700	
	117	234, 400	267, 000	303, 900	
	118	234, 800	267, 300	304, 200	
	119	235, 200	267, 600	304, 500	
	120	235, 600	267, 900	304, 700	
	121	236, 000	268, 100	304, 900	
	122		268, 300	305, 200	
	123		268, 600	305, 500	
	124		268, 900	305, 700	
	125		269, 100	305, 900	
	126		269, 300	306, 200	
	127		269, 600	306, 500	
	128		269, 900	306, 700	
	129		270, 100	306, 900	
	130		270, 300	307, 200	
	131		270,600	307, 500	
•	• .			·	•

	132		270, 900	307, 700		
	133		271, 100	307, 900		
	134		271, 300			
	135		271,600			
	136		271, 900			
	137		272, 100			
再						
任						
用		193, 600	204, 700	223, 200	244, 400	274, 700
職						
員						

備考 この表は、伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第1号)に規定する技能労務職員である職員に適用する。

別表第3(第3条関係)

病院企業医療職給料表

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再		円	円	円	円	円
任	1	249,800	335,000	399,000	471, 700	566, 500
用	2	252, 300	338,000	401, 900	474, 000	569, 600
職	3	254, 800	340, 900	404, 500	476, 200	572, 700

員	4	257, 300	343, 800	407, 200	478, 500	575, 800
以	5	259, 500	346, 500	409, 800	480, 700	578, 700
外	6	263, 300	349, 700	412, 200	482, 900	581, 100
の	7	267, 100	352, 800	414, 900	485, 100	583, 500
職	8	270, 900	355, 900	417, 300	487, 300	585, 900
員	9	274, 500	358, 700	419, 500	489, 300	588, 100
	10	278, 500	361, 400	422, 200	491, 400	589, 600
	11	282, 500	364, 500	424, 800	493, 500	591, 100
	12	286, 500	367, 700	427, 500	495, 600	592, 600
	13	290, 300	370, 600	429, 900	497, 700	594, 100
	14	294, 300	374, 100	432, 400	499, 800	595, 200
	15	298, 200	377, 100	434, 800	501, 900	596, 300
	16	302, 100	380, 700	437, 300	504, 000	597, 200
	17	305, 800	384, 300	439, 300	506, 100	598, 400
	18	309, 400	387, 000	441, 700	508, 100	599, 400
	19	312, 900	389, 500	444, 000	510, 100	600, 400
	20	316, 500	392, 100	446, 400	512, 100	601, 400
	21	320, 100	394, 900	447, 900	513, 900	602, 400
	22	323, 800	397, 200	450, 300	515, 700	
	23	327, 300	399, 700	452,600	517,600	
	24	330,600	401,800	454, 900	519, 500	
	25	334, 100	403,800	456, 900	521, 200	
	26	336, 800	406, 100	459, 200	523,000	
	27	339, 400	408, 300	461, 400	524, 800	
	28	342,000	410,600	463, 700	526, 600	
	29	344, 800	412, 900	465, 800	528, 200	

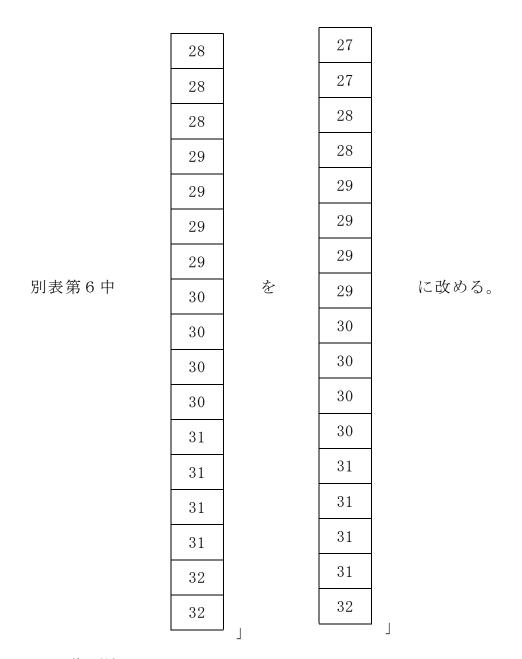
30	346, 700	415,000	468, 100	530,000	
31	348, 900	417,000	470, 400	531, 800	
32	351, 300	419, 100	472,600	533, 600	
33	353, 500	421,000	474, 600	535, 200	
34	355, 800	422, 800	476, 700	537,000	
35	357, 900	424, 600	478, 800	538, 700	
36	360, 200	426, 600	480, 900	540, 500	
37	362, 400	428, 500	483,000	542, 100	
38	364, 800	430, 500	484, 800	543, 700	
39	367,000	432, 400	486,600	545, 100	
40	369,000	434, 400	488, 400	546, 700	
41	371, 300	436, 200	490, 100	548, 200	
42	372, 500	438, 000	491, 900	549, 600	
43	373, 900	439, 700	493, 700	551,000	
44	375,000	441,500	495, 500	552, 300	
45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500	
46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500	
47	379, 100	446, 900	500,600	555, 500	
48	380, 600	448,600	502, 400	556, 500	
49	381, 700	450, 400	504,000	557, 500	
50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400	
51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300	
52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200	
53	385, 400	457, 600	508, 900	561,000	
54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900	
55	387,000	460,000	511, 500	562,800	

56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700	
57	388, 600	462, 400	513, 800	564,600	
58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500	
59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400	
60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100	
61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000	
62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900	
63	392, 500	467, 600	518, 800	569,800	
64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700	
65	393, 300	469,000	520, 500	571,600	
66		469, 700	521, 400		
67		470, 400	522, 100		
68		471,000	523, 000		
69		471, 300	523, 900		
70		472,000	524, 700		
71		472, 700	525, 600		
72		473, 400	526, 500		
73		473, 800	527, 300		
74		474, 400	528, 200		
75		475, 100	529, 100		
76		475, 800	529, 800		
77		476, 200	530, 600		
78		476, 800	531, 500		
79		477, 400	532, 400		
80		477, 900	533, 300		
81		478, 500	534, 100		
	·	·	•	•	

	82		479,000	535, 000		
	83		479, 500	535, 900		
	84		480,000	536, 800		
	85		480, 400	537, 600		
	86		481,000	538, 500		
	87		481, 400	539, 400		
	88		481, 900	540, 300		
	89		482, 400	541, 100		
	90		483,000			
	91		483,600			
	92		484,000			
	93		484, 500			
	94		485, 100			
	95		485, 700			
	96		486, 300			
	97		486, 800			
再						
任						
用		296, 200	338, 600	393, 000	466, 000	565, 900
職						
員				_	_	

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

25
26
26



附則

(施行期日等)

1 この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の伊勢市病 院企業職員の給与に関する規程(以下「新規程」という。)の規定は、平 成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。) の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職 員及び昇給、復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける 号給に異動のあった職員のうち、新規程の規定による号給がこの規程に よる改正前の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(以下「旧規程」 という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の 日における号給については、新規程の規定にかかわらず、旧規程の規定 による号給とするものとする。

3 施行日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に管理者が号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

4 新規程の規定を適用する場合においては、旧規程の規定に基づいて支給された給与(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成27年伊勢市病院事業管理規程第3号。以下この項において「平成27年改正規程」という。) 附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。) は、新規程の規定による給与(平成27年改正規程附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。) の内払とみなす。

伊勢市告示第66号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和元年 12 月 23 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が 放置されていた場所等

保管自転車	自 転 車 等 を	保管自転車等が	台 数	
等の種類	撤去した日時	放置されていた場所	台数	
自転車	令和元年11月13日	宇治山田駅前第5駐輪場	23台	
日転車	午前9時	(伊勢市岩淵2丁目地内)	∠3 □	
И	令和元年11月13日	伊勢市駅周辺駐輪場	014	
"	午後 1 時 30分	(伊勢市吹上1丁目地内)	21台	
計			44台	

2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、 伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薗町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション 電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第67号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、 いせ市民活動センターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公 の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年伊勢市 条例第59号)第8条第2項の規定により告示します。

令和元年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 指定管理者となる団体 伊勢市前山町 1522 番地 39 特定非営利活動法人 いせコンビニネット 理事長 伊東 俊一
- 2 指定の期間令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

伊勢市告示第68号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、 伊勢市離宮の場の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設 に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年伊勢市条例第 59号)第8条第2項の規定により告示します。

令和元年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 指定管理者となる団体三重県津市桜橋2丁目34番地1イオンディライト株式会社 東海支社 三重支店 支店長 坪田 至弘
- 2 指定の期間令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

伊勢市告示第69号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、 伊勢市障害児放課後等支援施設フレンズの指定管理者を次のとおり指定し たので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平 成17年伊勢市条例第59号)第8条第2項の規定により告示します。

令和元年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 指定管理者となる団体伊勢市常磐2丁目10番12号認定特定非営利活動法人ときわ会藍ちゃんの家理事長 藤田 慶子
- 2 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

伊勢市告示第70号

市道の路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定により、次のように市 道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和元年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

路線名	起点	重要な	備考
岭水 石	終点	経過地	1
宮前令1-28号線	小俣町宮前 522 番 1 地先		
西則中1-28 安縣	小俣町宮前 511 番 2 地先		

伊勢市告示第71号

道路の区域の決定について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和元年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴木健 一

道路の種類	路線名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市道	宮前令1-28号線	6.0~10.5	46. 7

伊勢市告示第72号

道路の供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から2週間 一般の縦覧に供します。

令和元年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	小俣町宮前 522番1地先から 小俣町宮前 511番2地先まで	令和元年 12 月 26 日

伊勢市教育委員会告示第6号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、尾崎咢堂記念館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

令和元年 12 月 26 日

伊勢市教育委員会 教育長 北 村 陽

1 施設の名称及び指定管理者

名称 尾崎咢堂記念館

団体名 伊勢市小俣町元町 1718 番地

団体所在地 特定非営利活動法人 咢堂香風

代表者 理事長 土井 孝子

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

伊勢市教育委員会告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、山田奉行所記念館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第8条第2項の規定により告示します。

令和元年 12 月 26 日

伊勢市教育委員会 教育長 北 村 陽

1 施設の名称及び指定管理者

名称 山田奉行所記念館

団体名 山田奉行所記念館友の会

団体所在地 伊勢市御薗町上條 509 番地

代表者 会長 大西 勝洋

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

伊勢市公告第54号

第2期伊勢市子ども・子育て支援事業計画を定めたいので、伊勢市政策 意見提出制度(パブリック・コメント制度)実施要綱(平成17年11月1 日施行)第5条第3項の規定により、次のとおり第2期伊勢市子ども・子 育て支援事業計画(案)を公表します。

なお、第2期伊勢市子ども・子育て支援事業計画(案)について、次に 定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和元年 12 月 16 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 公表する計画案

第2期伊勢市子ども・子育て支援事業計画(案)

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

- 2 縦覧場所
- (1) 健康福祉部こども課
- (2) 教育委員会事務局教育総務課
- (3) 総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御薗総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 宮本支所

- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市役所本館1階市民ホール
- (17) 伊勢市立伊勢図書館
- (18) 伊勢市立小俣図書館
- (19) 伊勢市生涯学習センター(いせトピア)
- (20) 伊勢市二見生涯学習センター
- (21) いせ市民活動センター
- (22) 子育て支援センターきらら館
- (23) 小俣子育て支援センターひだまり
- (24) 明倫子育て支援センターすくすく
- (25) 二見子育て支援センターぷちとまと
- (26) しごう子育て支援センターなないろ
- 3 縦覧期間
 - 自 令和元年 12 月 16 日 (月)
 - 至 令和2年1月15日(水)
- 4 意見の提出
- (1) 意見を提出することができる者
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者

- オ 本市に対して納税義務を有する者
- カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案 に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第2期伊勢市子ども・子育て 支援事業計画(案)」に対する意見として、伊勢市健康福祉部こども課 に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部こども課 伊勢市役所東館2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 こども課

ファクシミリ 0596-21-5555

電子メール kodomo@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

令和2年1月15日(水)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部こども課 電話 0596-21-5561

伊勢市公告第55号

第3期伊勢市環境基本計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度(パブリック・コメント制度) 実施要綱(平成17年11月1日施行)第5条第3項の規定により、次のとおり第3期伊勢市環境基本計画(案)を公表します。

なお、第3期伊勢市環境基本計画(案)について、次に定めるところに より伊勢市に意見を提出することができます。

令和元年 12 月 16 日

伊勢市長 鈴木健 一

1 公表する計画案

第3期伊勢市環境基本計画(案)

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

- 2 縦覧場所
- (1) 伊勢市環境生活部環境課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御薗総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館1階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター(いせトピア)
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター
- 3 縦覧期間
 - 自 令和元年 12 月 16 日 (月)
 - 至 令和2年1月15日(水)
- 4 意見の提出
- (1) 意見を提出することができる者
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者
 - オ 本市に対して納税義務を有する者
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案 に利害関係を有する者
- (2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第3期伊勢市環境基本計画 (案)」に対する意見として伊勢市環境生活部環境課へ持参、郵送、フ ァクシミリ又は電子メールで提出してください。

〔提出先〕

伊勢市環境生活部環境課 伊勢市役所本館2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 環境課

ファクシミリ 0596-21-5522

電子メール kankyo@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

令和2年1月15日(水)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市環境生活部環境課 電話 0596-21-5540

伊勢市公告第56号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

令和元年 12 月 19 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第57号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和元年 12 月 27 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市上下水道事業公告第1号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 第5条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の 令和2年度賦課対象区域を定めたので公告します。

令和元年 12 月 18 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

令和2年度賦課対象区域

- いせ第2負担区 大世古2丁目の一部
- 2 いせ第3負担区一之木3丁目、小木町、黒瀬町、田尻町の各一部
- 3 いせ第4負担区中之町、古市町、辻久留1丁目、辻久留2丁目、中島2丁目、竹ケ鼻町、神田久志本町、神久6丁目、黒瀬町、田尻町、勢田町の各一部

